

議案第 25 号

米原市米原診療所条例の制定について  
米原市米原診療所条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

地域における医療サービスの拠点となる診療所として米原市米原診療所を開設するため、この案を提出するものである。

## 米原市米原診療所条例

### (設置)

第1条 米原市は、住民の健康保持および医療福祉の増進ならびに地域医療の確保を図るため、米原市米原診療所（以下「診療所」という。）を設置する。

### (位置)

第2条 診療所の位置は、米原市三吉 581 番地とする。

### (診療所の業務)

第3条 診療所は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 診察
- (2) 薬剤の投与および治療材料の支給
- (3) 処置および治療
- (4) 療養の指導および各種疾病の予防
- (5) 健康診断および健康相談
- (6) 前各号に掲げるもののほか、診療所の管理運営のために市長が必要と認める業務

### (診療時間等)

第4条 診療所の診療時間、診察日および休診日は、次に掲げるとおりとする。ただし、急を要するとき、または市長が特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。

- (1) 診療時間および診察日 別表第1のとおり
- (2) 休診日
  - ア 土曜日および日曜日
  - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

### (使用料および手数料等)

第5条 第3条各号に規定する診療を受けた者は、次に掲げる使用料および手数料等を市長に支払わなければならない。

- (1) 診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）または介護保険法の規定による指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）および厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成12年厚生省告示第22号）に基づき算定した額
- (2) 別表第2に定める手数料

(3) 前2号に掲げるもののほか、診療行為に伴う患者の自己負担に関するものについては、規則で定める。

(損害賠償の義務)

第6条 診療所の施設、設備および備品等を損傷し、または滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、または免除することができる。

(指定管理者による管理)

第7条 市長は、診療所の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項および米原市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年米原市条例第56号）に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に診療所の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に診療所の管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務の全部または一部とする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) 診療所の施設および設備の維持管理に関すること。
- (3) 第9条に定める診療所の利用料金の収受に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により市長が指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第4条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同条に規定する診療時間等を変更することができる。

(指定管理者の管理の基準等)

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準により診療所の管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例および規則を遵守し、適正に診療所の運営を行うこと。
- (2) 診療所の施設および設備の維持管理を適切に行うこと。

(利用料金)

第9条 市長は、第7条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、第5条各号に規定する診療所の使用料および手数料等を診療所の利用料金とし、当該指定管理者の収入として全部または一部を収受させることができる。

2 第5条の規定にかかわらず、前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合は、診療を受けた者は、当該利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 前項の利用料金の額は、第5条各号に定める金額を超えない範囲において、あらかじめ市

長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を告示する。

5 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、市長の承認を受けてこれを減額し、または免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、付則第4項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(米原市国民健康保険診療所条例の廃止)

2 米原市国民健康保険診療所条例（平成18年米原市条例第12号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に、廃止前の米原市国民健康保険診療所条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(米原市特別会計条例の一部改正)

4 米原市特別会計条例（平成17年米原市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

(米原市国民健康保険条例の一部改正)

5 米原市国民健康保険条例（平成17年米原市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

(米原市地域包括ケアセンターいぶき条例の一部改正)

6 米原市地域包括ケアセンターいぶき条例（平成18年米原市条例第13号）の一部を次のとおり改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 診療所に次の出張所を置く。

名称	位置
吉槻診療所	米原市吉槻 1356 番地
大久保出張診療所	米原市大久保 683 番地 6
板並出張診療所	米原市上板並 203 番地 2

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

診療所および出張所の診療時間および診察日

(1) 診療所

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前	午前 9 時から 午後零時まで	午前 9 時から 午後零時まで	午前 9 時から 午後零時まで	午前 9 時から 午後零時まで	午前 9 時から 午後零時まで
午後	午後 2 時から 午後 4 時まで	午後 2 時から 午後 4 時まで	午後 2 時から 午後 4 時まで		
夕方					午後 4 時 30 分 から午後 6 時 30 分まで

(2) 吉槻診療所

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前			午前 9 時から 午前 11 時 30 分まで		
午後	午後 2 時から 午後 4 時 30 分 まで				午後 2 時から 午後 4 時 30 分 まで

(3) 大久保出張診療所

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午後			午後 3 時から 午後 5 時まで		

(4) 板並出張診療所

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日

午後		午後1時30分 から午後2時 30分まで	
----	--	----------------------------	--

別表第1 (第4条関係)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前	午前9時から 午後零時まで	午前9時から 午後零時まで	午前9時から 午後零時まで	午前9時から 午後零時まで	午前9時から 午後零時まで
午後	午後3時30分 から午後5時まで	午後3時30分 から午後5時まで	午後3時30分 から午後5時まで	午後3時30分 から午後5時まで	午後3時30分 から午後5時まで

別表第2 (第5条関係)

普通診断書	1通	1,500円
健康診断書	1通	3,000円+検査料
死亡診断書(死産証明書を含む。)	1通	5,000円(ただし、1通増すごとに1,000円)
死体検案書 検案書料	1通	7,000円
立会料		10,000円
出生証明書	1通	2,000円(ただし、1通増すごとに500円)
生命保険死亡診断書	1通	5,000円
生命保険会社からの問合せ証明書	1通	5,000円
恩給診断書	1通	5,000円
医療費支払証明書(税務用)	1通	500円
自賠法交通災害保険診断書	1通	5,000円
自賠法交通災害保険明細書	1通	5,000円
自賠法交通災害保険後遺症診断書	1通	5,000円
労災休業意見書	1通	4,000円
おむつ代証明書	1通	1,000円
介護保険サービスに係る意見書	1通	2,000円
介護保険サービスに係る診断書	1通	2,000円

米原市特別会計条例新旧対照表（付則第4項関係）

改正後	現 行
<p>米原市特別会計条例 (設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため次の特別会計を設置する。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)～(8) 略</u></p> <p>第2条以下 略</p> <p><u>付 則</u> (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、付則第4項の規定は、平成28年4月1日から施行する。</u> (米原市国民健康保険診療所条例の廃止)</p> <p>2 <u>米原市国民健康保険診療所条例（平成18年米原市条例第12号）は、廃止する。</u> (経過措置)</p> <p>3 <u>この条例の施行の日前に、廃止前の米原市国民健康保険診療所条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</u> (米原市特別会計条例の一部改正)</p>	<p>米原市特別会計条例 (設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため次の特別会計を設置する。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 米原市国民健康保険直営診療所事業特別会計</u></p> <p><u>(3)～(9) 略</u></p> <p>第2条以下 略</p>



4 米原市特別会計条例（平成 17 年米原市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

（米原市国民健康保険条例の一部改正）

5 米原市国民健康保険条例（平成 17 年米原市条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同項第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とする。

（米原市地域包括ケアセンターいぶき条例の一部改正）

6 米原市地域包括ケアセンターいぶき条例（平成 18 年米原市条例第 13 号）の一部を次のとおり改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 診療所に次の出張所を置く。

名称	位置
吉槻診療所	米原市吉槻 1356 番地
大久保出張診療所	米原市大久保 683 番地 6
板並出張診療所	米原市上板並 203 番地 2

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

診療所および出張所の診療時間および診察日

（1）診療所

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
--	-----	-----	-----	-----	-----

午前	午前9時から午後零時まで	午前9時から午後零時まで	午前9時から午後零時まで	午前9時から午後零時まで	午前9時から午後零時まで
午後	午後2時から午後4時まで	午後2時から午後4時まで	午後2時から午後4時まで		
夕方					午後4時30分から午後6時30分まで

(2) 吉槻診療所

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前			午前9時から午前11時30分まで		
午後	午後2時から午後4時30分まで				午後2時から午後4時30分まで

(3) 大久保出張診療所

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午後			午後3時から午後5時まで		

(4) 板並出張診療所

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午後			午後1時30 分から午後 2時30分ま で		

米原市国民健康保険条例新旧対照表（付則第5項関係）

改正後	現 行
<p>米原市国民健康保険条例</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>（保健事業）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 市は、被保険者の療養環境の向上または保険給付のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 略</p> <p>（3） <u>前2号</u>に掲げるもののほか、被保険者の療養環境の向上または保険給付のために必要な事業</p> <p>第8条以下 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、付則第4項の規定は、平成28年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（米原市国民健康保険診療所条例の廃止）</u></p> <p>2 <u>米原市国民健康保険診療所条例（平成18年米原市条例第12号）は、廃止する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p>	<p>米原市国民健康保険条例</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>（保健事業）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 市は、被保険者の療養環境の向上または保険給付のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1） 略</p> <p><u>（2） 診療所の設置</u></p> <p>（3） 略</p> <p><u>（4） 前3号</u>に掲げるもののほか、被保険者の療養環境の向上または保険給付のために必要な事業</p> <p>第8条以下 略</p>

3 この条例の施行の日前に、廃止前の米原市国民健康保険診療所条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(米原市特別会計条例の一部改正)

4 米原市特別会計条例（平成 17 年米原市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(米原市国民健康保険条例の一部改正)

5 米原市国民健康保険条例（平成 17 年米原市条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同項第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とする。

(米原市地域包括ケアセンターいぶき条例の一部改正)

6 米原市地域包括ケアセンターいぶき条例（平成 18 年米原市条例第 13 号）の一部を次のとおり改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 診療所に次の出張所を置く。

<u>名称</u>	<u>位置</u>
吉槻診療所	米原市吉槻 1356 番地
大久保出張診療所	米原市大久保 683 番地 6
板並出張診療所	米原市上板並 203 番地 2

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

診療所および出張所の診療時間および診察日

(1) 診療所

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前	午前9時から午後零時まで	午前9時から午後零時まで	午前9時から午後零時まで	午前9時から午後零時まで	午前9時から午後零時まで
午後	午後2時から午後4時まで	午後2時から午後4時まで	午後2時から午後4時まで		
夕方					午後4時30分から午後6時30分まで

(2) 吉槻診療所

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前			午前9時から午前11時30分まで		
午後	午後2時から午後4時30分まで				午後2時から午後4時30分まで

(3) 大久保出張診療所

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日

午後			午後3時から午後5時まで		
----	--	--	--------------	--	--

(4) 板並出張診療所

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午後			午後1時30分から午後2時30分まで		

米原市地域包括ケアセンターいぶき条例新旧対照表（付則第6項関係）

改正後	現 行																																										
米原市地域包括ケアセンターいぶき条例	米原市地域包括ケアセンターいぶき条例																																										
第1条 略 (施設)	第1条 略 (施設)																																										
第2条 略	第2条 略																																										
2 診療所に次の出張所を置く。																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉槻診療所</td> <td>米原市吉槻 1356 番地</td> </tr> <tr> <td>大久保出張診療所</td> <td>米原市大久保 683 番地 6</td> </tr> <tr> <td>板並出張診療所</td> <td>米原市上板並 203 番地 2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	吉槻診療所	米原市吉槻 1356 番地	大久保出張診療所	米原市大久保 683 番地 6	板並出張診療所	米原市上板並 203 番地 2																																			
名称	位置																																										
吉槻診療所	米原市吉槻 1356 番地																																										
大久保出張診療所	米原市大久保 683 番地 6																																										
板並出張診療所	米原市上板並 203 番地 2																																										
第3条～第19条 略	第3条～第19条 略																																										
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）																																										
<u>診療所および出張所の診療時間および診察日</u>	<u>診療所の診療時間および診察日</u>																																										
(1) 診療所																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">月曜日</th> <th style="text-align: center;">火曜日</th> <th style="text-align: center;">水曜日</th> <th style="text-align: center;">木曜日</th> <th style="text-align: center;">金曜日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">午前</td> <td style="text-align: center;">午前9時から 午後零時まで</td> <td style="text-align: center;">午前9時から 午後零時まで</td> <td style="text-align: center;">午前9時から 午後零時まで</td> <td style="text-align: center;">午前9時から 午後零時まで</td> <td style="text-align: center;">午前9時から 午後零時まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午後</td> <td style="text-align: center;">午後2時から 午後4時まで</td> <td style="text-align: center;">午後2時から 午後4時まで</td> <td style="text-align: center;">午後2時から 午後4時まで</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	午前	午前9時から 午後零時まで	午前9時から 午後零時まで	午前9時から 午後零時まで	午前9時から 午後零時まで	午前9時から 午後零時まで	午後	午後2時から 午後4時まで	午後2時から 午後4時まで	午後2時から 午後4時まで			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">月曜日</th> <th style="text-align: center;">火曜日</th> <th style="text-align: center;">水曜日</th> <th style="text-align: center;">木曜日</th> <th style="text-align: center;">金曜日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">午前</td> <td style="text-align: center;">午前9時から 午後零時まで</td> <td style="text-align: center;">午前9時から 午後零時まで</td> <td style="text-align: center;">午前9時から 午後零時まで</td> <td style="text-align: center;">午前9時から 午後零時まで</td> <td style="text-align: center;">午前9時から 午後零時まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午後</td> <td style="text-align: center;">午後2時から 午後4時まで</td> <td style="text-align: center;">午後2時から 午後4時まで</td> <td style="text-align: center;">午後2時から 午後4時まで</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夕方</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">午後4時30分 から午後6時30分 まで</td> </tr> </tbody> </table>		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	午前	午前9時から 午後零時まで	午前9時から 午後零時まで	午前9時から 午後零時まで	午前9時から 午後零時まで	午前9時から 午後零時まで	午後	午後2時から 午後4時まで	午後2時から 午後4時まで	午後2時から 午後4時まで			夕方					午後4時30分 から午後6時30分 まで
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日																																						
午前	午前9時から 午後零時まで	午前9時から 午後零時まで	午前9時から 午後零時まで	午前9時から 午後零時まで	午前9時から 午後零時まで																																						
午後	午後2時から 午後4時まで	午後2時から 午後4時まで	午後2時から 午後4時まで																																								
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日																																						
午前	午前9時から 午後零時まで	午前9時から 午後零時まで	午前9時から 午後零時まで	午前9時から 午後零時まで	午前9時から 午後零時まで																																						
午後	午後2時から 午後4時まで	午後2時から 午後4時まで	午後2時から 午後4時まで																																								
夕方					午後4時30分 から午後6時30分 まで																																						



夕方					午後4時30分から午後6時30分まで
----	--	--	--	--	--------------------

(2) 吉槻診療所

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前			午前9時から午前11時30分まで		
午後	午後2時から午後4時30分まで				午後2時から午後4時30分まで

(3) 大久保出張診療所

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午後			午後3時から午後5時まで		

(4) 板並出張診療所

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午後			午後1時30分から午後2時30分まで		

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、付則第4項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(米原市国民健康保険診療所条例の廃止)

2 米原市国民健康保険診療所条例（平成18年米原市条例第12号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に、廃止前の米原市国民健康保険診療所条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(米原市特別会計条例の一部改正)

4 米原市特別会計条例（平成17年米原市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

(米原市国民健康保険条例の一部改正)

5 米原市国民健康保険条例（平成17年米原市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

(米原市地域包括ケアセンターいぶき条例の一部改正)

6 米原市地域包括ケアセンターいぶき条例（平成18年米原市条例第13号）の一部を次のとおり改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 診療所に次の出張所を置く。

名称	位置
吉槻診療所	米原市吉槻 1356 番地
大久保出張診療所	米原市大久保 683 番地 6
板並出張診療所	米原市上板並 203 番地 2

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

診療所および出張所の診療時間および診察日

(1) 診療所

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前	午前9時から午後零時まで	午前9時から午後零時まで	午前9時から午後零時まで	午前9時から午後零時まで	午前9時から午後零時まで
午後	午後2時から午後4時まで	午後2時から午後4時まで	午後2時から午後4時まで		
夕方					午後4時30分から午後6時30分まで

(2) 吉槻診療所

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前			午前9時から		

			<u>ら午前11時</u> <u>30分まで</u>		
<u>午後</u>	<u>午後2時から</u> <u>午後4時</u> <u>30分まで</u>				<u>午後2時から</u> <u>午後4時</u> <u>30分まで</u>

(3) 大久保出張診療所

	<u>月曜日</u>	<u>火曜日</u>	<u>水曜日</u>	<u>木曜日</u>	<u>金曜日</u>
<u>午後</u>			<u>午後3時から</u> <u>午後5時</u> <u>まで</u>		

(4) 板並出張診療所

	<u>月曜日</u>	<u>火曜日</u>	<u>水曜日</u>	<u>木曜日</u>	<u>金曜日</u>
<u>午後</u>			<u>午後1時30</u> <u>分から午後</u> <u>2時30分ま</u> <u>で</u>		